



## 空き家・鳥獣対策について

さくらい きくえ  
櫻井喜久江（無所属）

### 空き家について

**問** 安中市空き家等対策協議会の設立の経緯は。

**答**（まちづくり部長）平成29年に対策を総合的、計画的に実施するため、法務、不動産、建築、地域住民、警察、消防、市議会代表者、学識経験者で構成し設置しました。

**問** 安中市空き家等対策庁内検討委員会の設立の経緯は。

**答**（同部長）空き家の具体的な内容を検討し、対策を円滑かつ適切に遂行するため、平成26年に設置しました。

**問** 空き家所有者へ公共施設や小公園への安価な提供の交渉をしてはどうか。

**答**（同部長）全額市単独費での整備になり、解体費用やその後の維持管理費も市の負担となるので、慎重に検討します。

**問** 令和2～4年度の空き家除去費補助金利用件数と金額は。

**答**（同部長）3年間の補助件数は134件で1件当たりの補助金額は上限20万円です。

**問** リフォーム等への補助金は。

**答**（同部長）空き家バンクを利用して本市への定住を希望する者がリフォームまたは家財処分を行う際、リフォーム工事額は限度額20万円、家財処分は限度額10万円です。地域交流活動拠点として空き家を活用するリフォーム工事は限度額150万円です。

### 鳥獣対策について

**問** 熊の目撃情報のメール配信通数は。

**答**（みりよく創出部長）4月1通、5月5通、6月10通、7月8通、8月11通、9月は15日時点で4通の配信を行いました。

**問** 対処方法は。

**答**（同部長）熊の出没注意喚起看板をこれまで10カ所設置しました。農作物被害はもちろん人畜被害発生の恐れがある場合、わなによる捕獲を試みます。

**問** 捕獲活動の人数は。

**答**（同部長）捕獲隊80名と市職員19名です。



## 遊休農地対策・地域おこし協力隊・職員の労働環境整備について

はらだ だい  
原田大（日本共産党安中市議員）

### 本市の食料自給率アップのための遊休農地対策について

**問** 遊休農地の定義は。

**答**（農業委員会事務局長）草刈り等行うことで耕作可能な農地等を「1号遊休農地」、復元が著しく困難な農地を「再生利用が困難な農地」と区分しています。

**問** 現有遊休農地の内訳は、1号遊休農地1.1%、再生利用が困難な農地98.1%。1号遊休農地が解消された面積は。

**答**（同事務局長）過去5年間の解消面積は42.4haで、そのうち、農地再利用が16ha、再生利用が困難な農地への移行が21.6ha、その他4.8haです。

**問** 食料自給率をアップさせるには、再生利用が困難な農地への移行防止を急ぐことが必要。今年導入した早生桐植栽推進事業は再生利用が困難な農地に限定すべきでは。

**答**（みりよく創出部長）営農条件不利地にて推進し、周辺の農地営農に支障がないよう適切に運用していきます。

**問** 食料自給率45%を2030年度目標にしている食料・農業・農村基本法の改正を来年に控え、農林水産省は地方の意見を聞いて見直すとし、今夏全国で地方意見交換会を実施したが、本市は意見を上げているか。

**答**（同部長）開催通知、意見照会はありませんでした。

**その他、地域おこし協力隊、本市職員の労働環境整備について質問しました。**



再生利用が困難な農地を復活させたネギ畑